

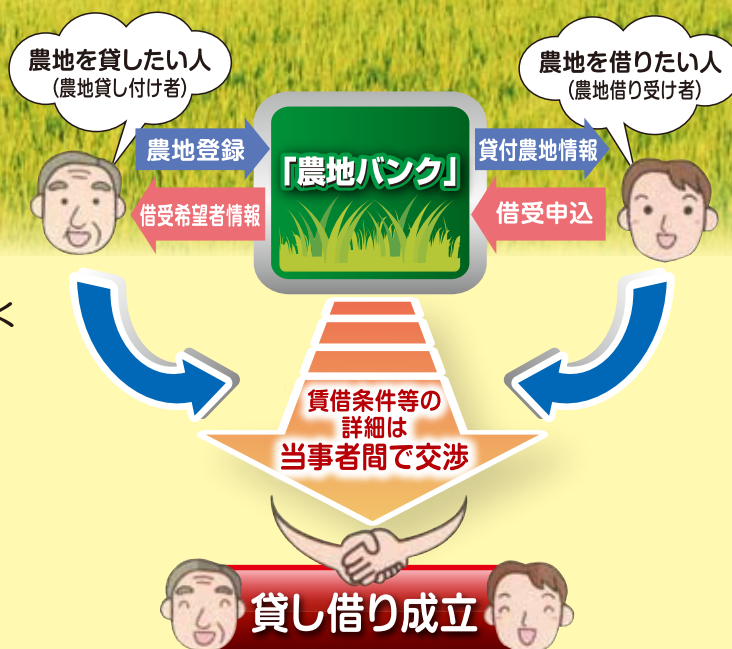
「農地バンク」

農地の貸し借りを支援します。

市内では、近年、遊休農地、耕作放棄地などが増加しつつあります。
 この「農地バンク」は、農地所有者が耕作、管理できなくなった農地を登録いただき、借り受け希望者へ紹介して賃借を支援する制度です。
 つまり、農地を「貸したい」という情報を集めて、農業のために農地を利用したい人に提供することで、農地の効率的な活用を図ることが目的です。

1. 農地貸し付け者（農地所有者）

- (1) 貸し付けを希望する農地の登録
 農業委員会事務局、農水振興課、JA市内関係支店に備え付けの「農地バンク登録申請書」に必要事項を記入し、ご提出下さい。
- (2) 登録できる農地
 農地所有者が良好な耕作をしていたが、管理できなくなった農地
- (3) 登録できない農地
 - ・山林化した農地
 - ・既に貸し出し中の農地 など
- (4) 賃借料など
 当事者間での調整をお願いします。



2. 農地借り受け者（農地使用者）

- (1) 農地バンクに登録された土地を借り受けできる者は、耕作を行っている農業者などです。原則、農地法3条の権利移動の要件（経営面積が借り受け後50a以上になることなど）を準用するので、その要件も備えていることも必要とします。
- (2) 事前に農業委員会事務局をはじめ、下記お問い合わせ先へご相談ください。

3. 利用の流れ

- (1) 農業委員会事務局、JAみえきたなどが、現地確認の上、当該農地情報（位置図、写真など）を閲覧用台帳に掲載し、借り受け要件を満たす農地借り受け希望者に公開します。
- (2) 農地借り受け者の借りたい農地が決まったら、農地貸し付け者にその情報を伝達します。その後、当事者間にて賃借条件などを調整していただき、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の手続きをとっていただきます。

詳しい内容や申請手続き等については、下記へお尋ねください。

お問い合わせ

四日市市農業委員会事務局
 四日市市役所商工農水部農水振興課
 三重北農業協同組合営農指導課

電話 059-354-8271
 電話 059-354-8180
 電話 059-393-3620